

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 9 5 号
件 名	東区、旧中地区事務所への期日前投票所の設置を求めることについて
要 旨	<p>山の下行政サービスコーナーの建物は長い間、中地区事務所であり、現在の東区役所ができて移転するまでの期間、中地区事務所が東区役所でした。したがって、旧中地区事務所は期日前投票所制度ができて以来数十年間期日前投票所でしたが、東区役所の移転に伴い旧中地区事務所が行政サービスコーナーとなり、期日前投票所が廃止されました。</p> <p>長い間期日前投票所であったのに、なくなって困った住民から、市長や選挙管理委員会に期日前投票所を開設してほしいとお願いしてきました。また、中地区の自治・町内会長（75人）が市長に要望書を提出（2021年）しています。</p> <p>御承知のとおり、期日前投票所の設置数は、中央区が4か所、西区が3か所に対して、東区は2か所です。また、最近の選挙の投票率は、8選挙区の中で、東区は7位または8位です。</p> <p>住民の利便性の向上はもとより、投票率の向上のためにも、旧中地区事務所に期日前投票所を設置していただきますよう陳情いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	令和4年9月15日 総務常任委員会
受 理	令和4年9月6日 第260号